

環境省施策体系及び目標体系

: 環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 3 水環境の保全

- 3 - (1) 水環境の保全

人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、水利用の各段階における負荷の低減を図ることにより同目標の達成、維持を図るとともに、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組等を推進する。

下位目標

人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準について、水生生物の保全に係る環境基準を含め、科学的知見を充実させ、検討を行い、必要な場合は改定等を行うとともに、水環境を総合的に評価する手法について調査、検討する。

下位目標

工場・事業場に対する排水規制等の実施、生活排水対策の推進等を講じることにより水環境への負荷の低減を図る。

下位目標

有害物質による地下水汚染の浄化対策を推進するとともに、汚染された底質の浄化対策を推進する。

下位目標

水環境の効率的・効果的な監視等を推進する。

下位目標

環境保全上健全な水循環の確保に向けて、地盤環境保全に係る取組、水循環計画の策定等の支援等を推進する。

下位目標

水環境保全活動を推進する。

- 3 - (2) 閉鎖性水域における水環境の保全

湖沼、内湾等の閉鎖性水域において、汚濁負荷の発生状況、汚濁の蓄積状況等を総合的に把握し、負荷の低減に努めることにより水質の維持・改善を図るとともに、効果的な水環境保全対策を実施する。

下位目標

湖沼の水質保全対策を推進する。

下位目標

閉鎖性海域の水環境保全対策を推進する。